令和４年度 第２回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会　議事要旨

日時	令和４年８月９日（火）１５時００分から１７時２０分
場所	東大阪市役所１１階　会議室１
出席者	（出席委員：４名） 中川部会長、安部委員、岡﨑委員、箱嶋委員 （事務局：１４名） 川西子どもすこやか部長、川東政策推進担当官、本家子育て支援室長、髙橋児童相談所設置準備室長、高品子ども見守り相談センター所長、増井子ども家庭課長、石塚子ども相談課長、三木地域支援課長、浦野施設給付課長、村田施設利用相談課長、片岡施設指導課長、古井保育課長、徳山児童相談所設置準備室総括主幹、菊田児童相談所設置準備室主任
議題	１．開会 部会委員紹介 ２．議題 （１）第１回部会のまとめ （２）「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」の検討 ①東大阪市の児童虐待相談の現状と課題のまとめ ②東大阪市の子どもに関する施策の現状と課題 ③今後の取り組みの方向性の検討に向けて ④一時保護所について ⑤新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画構成イメージ（案）Ver. 2 ３．その他 ４．閉会
議事要旨	１．開会 〇東大阪市社会福祉審議会規則第４条第２項に基づき、部会員６名中４名の出席があったため、部会の成立を確認する。 ２．議題 〇事務局より案件（１）について説明を行った後、児童相談所に求められるものについて委員から追加意見をいただく。 【各委員意見】 （委員） ・児童虐待の発生するメカニズムについては３つの場合が考えられる、一つ目に養育者自身の能力不足により養育が不十分になる場合、二つ目は、養育者が病気、障害、貧困またはひとり親などの理由から子どもに使える養育力が少なく、養育が不十分になる場合、三つ目は親の子どもに対する期待、怒りおよび欲望などにより、

子どもが振り回されてしまう場合がある。
・虐待をなくす場合、家族をどのように支援するか考えないと上手くいかない。
・ポピュレーションと要支援・個別支援のレベルへの対応は地域の支援が中心になるだろうと思う。地域の支援というのは、学校とか保健所、保育所、色々な関係機関、地域の力を含めた子育て支援という部分。
・虐待への対応は児童相談所が中心になるとしても、虐待対応だけを児童相談所が行うのでなく、要支援・個別支援レベルの人たちにどうアプローチするかということを考え、地域支援と児童相談所が重なって支援していく。この重なり方の工夫というのが必要。
・児童相談所と子育て支援を一つの基礎自治体の中で両方持つことのメリットは重なって支援できるところにあり、東大阪市の中で児相部分と子育て支援部分がいかに協力していくかというところ、ここを上手く組織化していくことが大事。
・虐待というのは家族のSOS。虐待をする親を否定的にみるのでなく、虐待が起こってくるのは家族からのSOSと考えると、児童相談所は緊急支援と同時に虐待の発生予防、再発予防を地域支援と一緒になって支えていくことが必要なのではないか。
・基礎自治体で児童相談所を持つ意味については、東大阪市の子どもは東大阪市のみんなで守るというように児童相談所は地域支援の要だということが一点。二点目は、地域の基礎自治体が児童相談所を持つので、医療機関、教育機関、保健所などと近い関係ができ、地域という区切りなので継続的に近い関係が作れ、協力体制が強くなる。何より地域の機関が安心して支援に参加できるようになってくることだと思う。
・虐待になる前に支援に繋げられる体制、雰囲気づくりをする。ギリギリまたは駄目になってから一時保護をするのでなく、予防的なショートステイのような形で一時保護を使用するなど、虐待になる前に支援に繋げられる体制を作ることが大事。みんなも児童相談所を気軽に利用しましょうというように、親自身や子ども自身から相談に来られる体制を作られればと思った。
・児童相談所の業務と子育て支援などの虐待にならないような地域支援との重なり具合の点に関して、同じ組織になったらうまくいくはずが、それぞれが別の部門となって連携が悪くなる場合があると聞いたりする。他の自治体でそれを防ぐために工夫されている事例があれば、教えていただきたい。
・組織を合わせて対応するときに、組織としてうまく機能するように工夫した例やなど成功例や、うまくいかない例があればまた今後教えていただけたらと思う。

２．議題
〇事務局より、案件(2)①について説明。
【各委員意見】
（委員）
・若年者や社会的孤立に該当する方は、社会的に孤立しやすい人たちなので制度を作っ

ても利用が難しい。どうやって寄り添う仕組みをつくるか、個別に支える仕組みを考えなければいけないと思う。
・寄り添う仕組みは行政では難しい。養育者自身が貧困だったり、就労問題だったり、色々な問題を抱えていると、子どもに目がいかない、助けも求められないので、どう親を支援するかというサポートが必要。親の負担が減るようなサポート等を整備することはひとつ大事だが、保護者と繋ぐ糸をどうやって作っていくか、またその発見した人をどうつなぐかが大事。
・東大阪市では虐待の件数が多いということは発見が多いということでもある。虐待件数が多いから東大阪市がひどいということでなく、数多く発見し支援に繋げようとしているととらえ、発見された親と子どもをどう支援、社会につなげていくか。どのように支えあう社会東大阪をどう作るか。5 年、10 年かかるプランとなるような課題だが、構想の中に、どのように具体的にそれを入れるかということを考えることが大事。

〇事務局より、案件(2)②を説明。
【各委員意見】
(委員)
・ここができていないので児童相談所が必要、作らないといけないということを明確にすべきではと思った。児相の必要性はどこにあるかという点について議論し、記載方法等を検討してもらいたい。

〇事務局より案件(2)③について、本日色々と意見が出たので、意見を踏まえ、今後のまとめ方、記載内容については、現状を整理し、課題を浮き彫りにし、検討ポイントとして想定している点に焦点を当てて、引き続き検討を行っていくという報告を行う。
　また、案件(2)⑤については、次回以降の部会にて、基本方針の骨子とパーツ等を合わせて内容をご検討いただくような段階に進められるよう、委員の意見をふまえてどのように記載すれば過不足ないかについて事務局で検討すると説明を行う

〇事務局より案件(2)④について説明を行う。
【各委員意見等】
(委員)
・定員について少し多く設定することは、ショートステイ、レスパイト的に一時保護所を使うことができれば予防の効果が期待できるので良いと思う。
・書かれていないことだが、施設内のスペースはゆったりとしものにして欲しい。できれば 6 人程度のユニットも良い。大体、幼児、男の子、女の子と分けられるが、できるだけ小さいグループでケアができたり、居室は一人になれるように個室が十分にあったり、一時保護が居心地よく、なかなか帰りたがらないような施設になればと思う。
・職員数について、児童養護施設の基準で算出する最低人数にできれば上乗せが必要だと思う。というのも児童養護施設では夜間の出入りが想定されていない。一時保護所になると 24 時間身柄付通告により保護すべき子どもがやってきたり、緊急保護になった

	り、夜間も同じくらい、むしろ多いくらいの出入りがありうる。休日も平日と変わらない。今後は法改正で基準が示されると思うが、最低基準ぎりぎりの体制は危険だと思う。 ・立地の話、同施設、同敷地のメリットはあるが、一方で数は多くないが、一時保護先を秘匿する必要が発生する場合があるので、逃げ場のようなものを考えておく必要があると思う。 ・定員数については、必要とされる数が多いので現状をもとに試算した定員で十分とはならないと思う。 ・逃げ場の工夫が難しければ、警察との協力体制を考えることも一つかと思う。 ・一時保護定員は現在の考え方では足りないのではないかと思ったし、ショートステイやレスパイトなどの機能までつけるならなおさらだが、予算面で難しいのだろうと思った。本気でするならお金をつけてやらないといけないと思うし、そうする方がトータルで考えると、大事に至らない家庭が増えて、結果、経済的コストが少なくなるのではと思った。 ・職員数もぎりぎりだと足りないと思う。職員の方は大変だと思うが、保護されていた子どもの話では放置されていたと聞いたりもするので、ひとりひとりを大事にするなら職員数がもう少し必要かと感じた。 ・参考資料について、東大阪市では 28 条が多く該当があると思うので弁護士1人だときっと足りないと思う。 ・子どもの権利擁護のための意見聴取、誰がやっても良いので児童相談所の職員がやってもよいが、将来的には、弁護士や第三者的な人にやってもらうのが良いと思う。子どもの代弁がまず必要だが、それだけでなく、一緒に支えて、考えるサポーター的な人の予算がつけられるのであればつけていただきたいと思う。大阪府も市ももっと子ども一人一人を大事にかかわってほしい。 ・東大阪市の特徴として、外国にルーツがある子が多いことがある。親が日本語を話せない、子どもも話せないなど意思疎通が難しい方がいるが、通訳や翻訳の制度があまりないので、児童相談所に限らず全体の問題として対応をして欲しいと思った。 ・支援会議などに子どもも入るべきだと思っている。子どもの意志を伝える人として、弁護士もいいがどのような人がいいか十分考えるべき。退所後もかかわるような外部の人が、代弁から始まって退所後にわたってサポートを続けていくような手立てをとれないか。小さい自治体ではやり始めているところもある。 （事務局） 資料に記載した児童相談所の職員数については、参考として提示させていただいた。こちらの資料に記載している児童相談所の職員数は、法令上の最低基準に基づく職員数で、これを出発点として採用確保していこうとしているもの。これで良いのかなどの課題については今後取り組まなければならないと思っている。 本日いただいたご意見の中には、これから計画等を策定するにあたって議論を進めていく必要があるもののほか来年度以降に具体的に詰めていかなければならないものが多いと思うが、基本的な考え方などはこの構想に記載していきたいと考えている。 3．その他

	特になし。 4. 閉会 ○事務局より、次回の第3回の会議は9月9日（金）15時から開催予定と連絡し、会議は閉会する。